

第1回 安来市農業委員会議事録

平成29年8月1日 午前10時00分 第1回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 北中 宏一君	2 番 武上 隆雄君	3 番 杉原 建君	4 番 木戸 芳己君
5 番 仲佐 久子君	6 番 北川 正幸君	7 番 安松 智君	8 番 藤原 明紀君
9 番 増田 和夫君	10 番 板垣 裕志君	11 番 新田 里恵君	12 番 塩見 秀雄君
13 番 板金 悟君	14 番 渡邊 克実君		16 番 岡田 一夫君
17 番 吉村 正君	18 番 齋藤 哲君	19 番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員

15 番 佐々木吉茂君

3. 議事に参与した者

安来市長 近藤 宏樹君

4. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

5. 議事案件

日程第 1	仮議席の指定について	
日程第 2	選第1号	会長の選任について
日程第 3	議席の指定について	
日程第 4	議事録署名委員の指名	
日程第 5	会期の決定	8月 1日 1日
日程第 6	選第2号	会長代理の選任について
日程第 7	選第3号	運営委員の選任について
日程第 8	議第1号	農地利用最適化推進委員の委嘱について

6. 議事

事務局：竹内 章二君

おはようございます。皆様には、第1回安来市農業委員会の会議にご参集いただき、ありがとうございます。本日の会議は、農業委員会等に関する法律改正後の初めての会議であります。委員の皆様には、事務局職員一同、心からお喜びと歓迎を申し上げます。それでは、会議に入らせていただきます。本日は、初めての会議でありますので農業委員会等に関する法律第27条の規定により、安来市長が招集し会長が決定するまでは、議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いいたします。

安来市長：近藤 宏樹君

只今から、第1回農業委員会会議を開催いたします。本日の、会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき定数に達していますので、第1回農業委員会会議の開催を致します。

安来市長：近藤 宏樹君

欠席委員はございますか。

事務局：竹内 章二君
佐々木委員です。

安来市長：近藤 宏樹君
日程第1 仮議席を指定について を議題とします。議席の番号と氏名を事務局から説明願います。

事務局：竹内 章二君
先程、抽選をしていただきました議席を仮議席とさせていただきます。それでは発表させていただきます。

1 番 北中 宏一委員	2 番 武上 隆雄委員	3 番 杉原 建委員	4 番 木戸 芳己委員
5 番 仲佐 久子委員	6 番 北川 正幸委員	7 番 安松 智委員	8 番 藤原 明紀委員
9 番 増田 和夫委員	10 番 板垣 裕志委員	11 番 新田 里恵委員	12 番 塩見 秀雄委員
13 番 板金 悟委員	14 番 渡邊 克実委員	15 番 佐々木吉茂委員	16 番 岡田 一夫委員
17 番 吉村 正委員	18 番 齋藤 哲委員	19 番 渡辺 和則委員	

以上でございます。

市 長：近藤 宏樹君
お諮りいたします。只今、事務局が発表しました席を仮議席として指定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

市 長：近藤 宏樹君
ご異議なしと認めます。よって仮議席として指定いたします。

市 長：近藤 宏樹君
日程第2 選第1号 会長の選任について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：竹内 章二君
農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は委員が互選したものををもって充てる。となっています。従って、互選は全委員に参加の機会を与えなくてはならないことになっていますので、選挙による投票が原則です。但し、全委員が同意をすれば必ずしも投票を行なう必要はありません。

市 長：近藤 宏樹君
只今、事務局が説明をいたしました。選挙による投票と全委員の皆様が同意されれば投票を行なわない二つの方法があります。ここでお諮りします。原則は、選挙による投票ですので、これを採用したいと思いますが、ご異議ありませんか。

17番 吉村 正君
議長。

市 長：近藤 宏樹君
吉村委員。

17番 吉村 正君

仮議席17番吉村でございます。農業委員会法の改正、公選法の廃止によって只今、私たちは議会の承認を得て、市長から先ほど任命を受けたわけでございます。この委員の中には、第5期の委員から引き続き農業委員に任命された方もおられます。その方々については記憶にも新しいと思いますが、前回の会長選では、原則となっておる選挙によって会長が選ばれました。その結果、残念ながらこの5期の中でもしこりが残る結果を招きました。私事ではございますが、安来市の前5期また、旧広瀬町時代からの農業委員会を通じて初めての選挙による会長の選任でありました。冒頭の任命の時の市長の話にもありますように、多くの課題のある中で、地域の農業の担い手のリーダーである我々が一体となって、農業委員会事務に当たらないといけないという大きな使命を受けております。そういうことからすれば、各地区から選考委員を持って、選考委員会を結成し、その中でいろんな視点から検討していただいて、話し合いの場で選考いただくのが一番よろしいという風に思っております。従いまして原則外ではありますが、選考委員会による選考を提案いたします。なお、広瀬地区4名の委員におきましては、話し合いで会長を選考すべきということを総意で確認しておりますことを付け加えます。以上です。

14番 渡邊 克実君
議長。

市長：近藤 宏樹君
14番 渡邊委員。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。先ほどの吉村委員の意見に私も賛成いたします。委員の皆様の同意が得られるのであれば、今期の会長選任について最善の方法であると考えます。以上です。

16番 岡田 一夫君
議長。

市長：近藤 宏樹君
16番 岡田委員。

16番 岡田 一夫君

16番 岡田でございます。今、会長の選任についてはいろいろ話ございましたが、前回もいろいろありました。今回、新しい農業委員会法が改正になり、第1回目でございます。その中で私は会長選に立候補したいと思っております。よって選挙で決するのが一番良いと思っておりますので、委員の皆さんよろしくお願いいたします。

12番 塩見 秀雄君
議長。

市長：近藤 宏樹君
12番 塩見委員。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見でございます。今、いろんな意見が出ましたが、初めての方も5名おられますので、選挙となれば難しい話ではなかろうかと思っております。私自身、初めて1期で出たとき痛感しました。出来れば先ほど話がありましたように、話し合いで選考していただければ私は一番喜ぶところであります。以上です。

市 長：近藤 宏樹君

これは、法律第5条第2項の規定によりまして、全委員が同意をすれば必ずしも投票を行う必要はありませんということです。全員がそういうご意見でありましたら話し合いでも良いです。しかし、全員が賛成ということでないとなかなかそういうわけにはいかないという法律の規定でありますので、その点をご理解いただきたいと思います。やはり、選挙による投票が原則でございますので、全員が選考委員を設けて選考するのが良いのかを皆さんにお諮りしたいと思います。それでは選考委員を設ける方法に賛成される方の挙手を願います。

市 長：近藤 宏樹君

はい、わかりました。全員ではありませんので法律第5条第2項の規定によりまして、投票を行うことに決定をさせていただきたいと思います。それでは、会長に立候補される方はおられませんか。

16番 岡田 一夫君

16番 岡田 立候補します。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤 立候補します。

市 長：近藤 宏樹君

16番 岡田委員、18番 齋藤委員、他にございませんか。只今、2名の立候補の申し出がありましたので、立候補者の演説後に投票を行います。各候補者の方はそれぞれ2分程度の演説をお願いします。

【候補者演説】

市 長：近藤 宏樹君

演説ありがとうございます。それでは、投票用紙を事務局から配布させます。

【事務局が、投票用紙を配布】

市 長：近藤 宏樹君

投票用紙の配布もれはありませんか。

【なしの声多数】

市 長：近藤 宏樹君

配布もれはないと認めます。投票箱を改めさせます。

【事務局が投票箱を開き、農業委員、議長が空であることを確認】

市 長：近藤 宏樹君

異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。ここで、選挙の法的解釈について事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局：竹内 章二君

ご説明いたします。会長選挙につきましては、公職選挙法の規定を準用させていただきます。まず、投票

用紙ですが、これには当該選挙の被選挙人1人の氏名を自署して投票箱に入れる。同じく投票用紙には選挙人の氏名を記入してはならないとするもので、単記無記名ということであります。

続いて、代理投票及び無効投票に関する規定がありますが説明は省略いたします。次に、当選人に関する規定であります。法定得票数は有効投票の4分の1以上であります。只今の出席委員は18名でありますので、これが全部有効投票となりますとその4分の1以上、すなわち5票が法定得票数となりますので、念のために申し上げます。

それでは、議席番号とお名前を申し上げますので、順次投票をお願いいたします。

1 番 北中 宏一委員	2 番 武上 隆雄委員	3 番 杉原 建委員	4 番 木戸 芳己委員
5 番 仲佐 久子委員	6 番 北川 正幸委員	7 番 安松 智委員	8 番 藤原 明紀委員
9 番 増田 和夫委員	10 番 板垣 裕志委員	11 番 新田 里恵委員	12 番 塩見 秀雄委員
13 番 板金 悟委員	14 番 渡邊 克実委員	16 番 岡田 一夫委員	17 番 吉村 正委員
18 番 齋藤 哲委員	19 番 渡辺 和則委員		

市 長：近藤 宏樹君
投票もれはありませんか。

【なしの声多数】

市 長：近藤 宏樹君
それでは、投票を終了します。これから開票に入ります。

市 長：近藤 宏樹君
お諮りいたします。立会人に1番 北中委員、2番 武上委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

市 長：近藤 宏樹君
それでは、立会人は立会いをお願いします。

【事務局が開票】

市 長：近藤 宏樹君
それでは、選挙結果を報告します。投票総数18票、これは先程出席委員数に符合しています。そのうち有効票18票、無効票0票、白票1票。

有効投票中、岡田委員10票、齋藤委員7票、以上のとおりであります。この選挙の法定投票数は5票であります。よって岡田委員が安来市農業委員会第6期会長に当選されました。

私の任務は以上で終了しました。岡田会長、議長席にお願いします。私はこれにて退席します。ご協力ありがとうございました。

【市長 退席】

事務局：竹内 章二君
只今、会長に就任されました岡田会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長：岡田 一夫君

【挨拶】

事務局：竹内 章二君

安来市農業委員会会議規則第4条に「会長は、会議の議長となり、議事を整理する。」となっております。今後の会議は、会長が議長で議事を進めていくことになりますので、ご理解をいただきたいと思います。それでは、会長よろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議席の指定について を議題とします。お諮りします。仮議席を本議席に決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって本議席に指定いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議事録署名委員の指名について を議題とします。議事録署名委員については、安来市農業委員会会議規則第13条の規定により3番 杉原委員、4番 木戸委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第5 会期の決定について を議題とします。お諮りいたします。会議は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって、会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 選第2号 会長代理選任について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：竹内 章二君

会長代理の選任については、農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められています。従って、互選は全委員に参加の機会を与えなくてはならないことになっていますので、選挙による投票が原則です。但し、全委員が同意をすれば必ずしも投票を行なう必要はありません。

議長：岡田 一夫君

只今、事務局が説明をしました。選挙による投票と全委員の皆様が同意されれば投票を行なわない二つの方法があります。ここでお諮りします。原則は、投票ですので、これを採用したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

それでは立候補される方はおられませんか。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺 立候補します。

議長：岡田 一夫君

他にございませんでしょうか。

17番 吉村 正君

議長。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

新しい改正法になったわけですが、過去の慣例的に私の記憶もおぼろなんです、代理職というのは続けてできるものなんでしょうか。

事務局：竹内 章二君

続けてというのは言葉通りでしょうか。全く問題ありません。

17番 吉村 正君

了解しました。

議長：岡田 一夫君

他にございませんか。只今、1名の立候補の申し出があり、他には立候補の申し出はありませんでした。よって、19番 渡辺委員が会長代理に当選されました。

議長：岡田 一夫君

それでは、会長代理に決定しました渡辺委員にあいさつをお願いします。

19番 渡辺 和則君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

それでは、ここで休憩といたします。

(10:42) 休憩

(10:45) 再開

議長：岡田 一夫君

それでは、議事を進めたいと思います。

日程第7 選第3号 運営委員会委員の選任について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：竹内 章二君

農業委員会組織の業務運営を適正・円滑に進めるため運営委員会設置規定が定めてあります。構成委員は、会長、会長代理、委員5名で構成することになっておりますので、委員7名の選任をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

只今、事務局から説明がありました。運営委員会委員の選任については、どのような方法で選任すべきか、ご意見はありませんか。

19番 渡辺 和則君

会長に一任ということで、決定いただくよう提案します。

議 長：岡田 一夫君

他にご意見はありませんか。

17番 吉村 正君

議長。

議 長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。会長、会長代理、その他に5名ということですので、旧選挙区から1名、中立委員1名、この5名で構成すべきと考えます。したがって各地区での協議時間をいただきたいと思います。

議 長：岡田 一夫君

今、17番 吉村委員から発言がございました各地区1名、中立1名の5名ということで、運営委員会規則を事務局の方から詳しく説明させます。それまでの間、休憩とします。

(10:48) 休憩

(10:55) 再開

議 長：岡田 一夫君

そうしますと、先程の事務局の説明で理解を得られたと思いますので、各地区安来第1、安来第2、広瀬、伯太より運営委員の選出をお願いいたします。事務局の方へどなたがなられたか報告をいただいてから会議を再開したいと思いますので、検討が終わるまで休憩といたします。

(10:57) 休憩

(11:08) 再開

議 長：岡田 一夫君

再開します。それでは、運営委員を指名します。事務局から発表願います。

事務局：竹内 章二君

14番 渡邊 克実委員、8番 藤原 明紀委員、10番 板垣 裕志委員、12番 塩見 秀雄委員、5番 仲佐 久子委員、以上です。

議 長：岡田 一夫君

それでは、運営委員になられた方は運営委員長並びに副委員長の選出をお願いいたします。その間休憩とします。

事務局：竹内 章二君

運営委員の皆様は、事務局会議室までお越しください。

(11:10) 休憩

(11:15) 再開

議長：岡田 一夫君

それでは再開いたします。協議の結果を会長代理より報告をお願いします。

19番 渡辺 和則君

運営委員会の委員長、副委員長の報告をさせていただきます。先程協議した結果、委員長には塩見秀雄委員、副委員長には渡邊克実委員ということに決定いたしました。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

只今、会長代理の方から報告がございました。それでは代表して塩見委員長から挨拶をお願いします。

12番 塩見 秀雄君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

ありがとうございました。

議長：岡田 一夫君

続きまして、日程第8 議第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第1号 農地利用最適化推進委員の承認について このことについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により審議を求めるものです。5ページから7ページに推進委員の一覧をつけておりますのでご覧ください。審議を求める推進委員は、36名です。

農地利用最適化推進委員は、平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律の改正により新設されたものです。推進委員の役割は農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うもので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱しなければならないとされています。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については決定されました。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第1回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午前11時20分)